

令和6年度介護サービス事業者等 集団指導のポイント

令和5年度集団資料との相違点

福島市福祉監査課

令和6年度運営指導の重点着眼項目は7項目

- 個別サービス計画の作成
- 適切な利用者処遇の確保及び虐待の未然防止
- 非常災害対策
- 感染症対策
- 業務継続の取り組み
- 人員基準、勤務体制の確保等
- 適正な介護給付費の算定



詳しくは、資料1をご覧ください。

令和6年度は273事業所へお邪魔します

- 令和6年度の運営指導は、5月から実施し、**273**事業所へお邪魔する予定です。



詳しくは、資料1をご覧ください。

同様の事例はありませんか？

- 運営指導の事例集に、令和5年度運営指導で指摘した事項で、皆さまへ確認していただきたい事例を追加しました。
- この事例集を基に自己点検すれば、運営指導で指摘を受けることはまずありません。
- 資料を確認後、ご自分の事業所で同様の事例がないか、自己点検をお願いします。
- 余裕があれば、他のサービスの事例もぜひご覧ください。

詳しくは、資料2をご覧ください。

令和6年4月より義務化されました。

令和6年4月1日より、以下の項目が義務化されました。準備はお済ですか？

- 虐待防止のための体制整備
- 訪問リハビリテーション事業所の医師が診療しない場合の減算
- 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
- 業務継続計画の策定と研修・訓練の実施
- 感染症の予防及びまん延の防止
- 栄養管理、口腔衛生の管理



詳しくは、資料2をご覧ください。

令和7年3月末で 紙媒体での申請受付を終了します

- 令和5年10月より、厚生労働省が整備した「介護サービス情報指定申請システム」により、指定申請等のウェブ入力・電子申請を開始しました。
- 令和5年4月より、厚生労働省が整備した「業務管理体制の整備に関する届出システム」により、業務管理体制の整備に関する届出のウェブ入力・電子申請を開始しました。
- 令和7年4月より、全ての申請・届出を電子申請で行います。

詳しくは、資料6をご覧ください。

ご質問は「問合せフォーム」をご利用ください

- 電話で人員基準や加算算定の問い合わせをする前に、基準、国Q&A集や市へ照会のあった回答集をもう一度確認してください。同様の事例があるかもしれません。
- 市へ問い合わせする際は、電話ではなく、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用ください。



詳しくは、資料6をご覧ください。

申請・届出の様式が変わりました。

- 令和6年4月1日より、指定申請、更新申請や変更届等の様式に、国税庁法人番号を記載する欄が追加されました。



詳しくは、資料6をご覧ください。